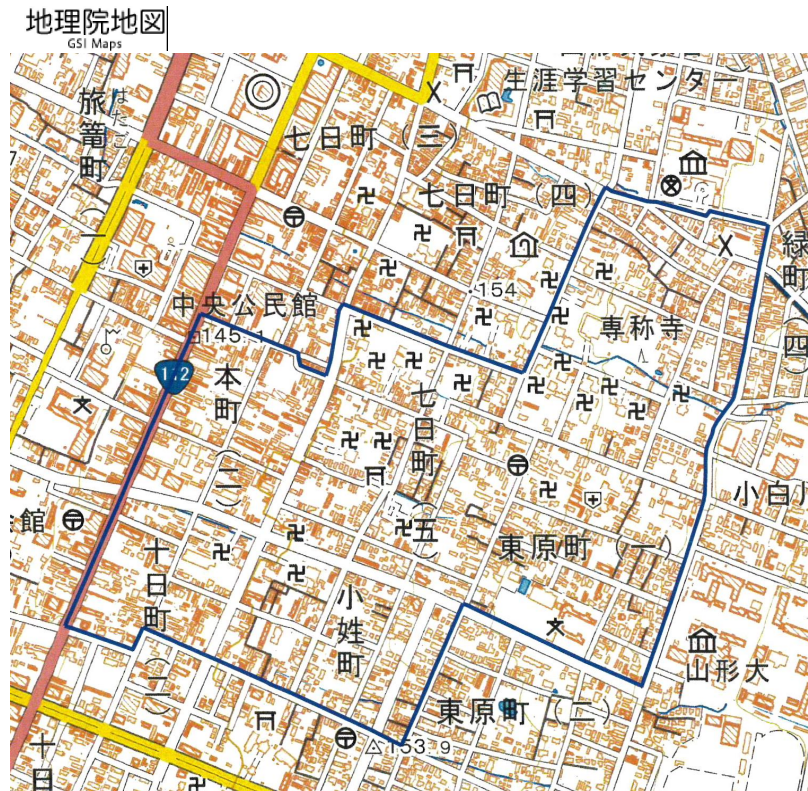


『山形市七日町地区における法務局地図作成事業について』

山形地方法務局では、山形市七日町五丁目・本町二丁目の一部、十日町二丁目の一部、小姓町、東原町一丁目、緑町三丁目の地区の登記所備付地図を作成します。

登記所備付地図は、国家基準点に基づいた測量により作成しますので、土地の位置や形状を正確に特定することができるようになります。そのため、境界杭の亡失、破損等で境界の位置が分からなくなっても、この地図に基づいて境界の位置を復元することができ、また、境界に関する争いを未然に防ぐこともできるようになります。

実施地区内に土地を所有する皆様には、この地図作成事業の趣旨を御理解いただき、御協力をお願いいたします。



- ◇ 実施地区 山形市七日町五丁目・本町二丁目の一部・十日町二丁目の一部
・小姓町・東原町一丁目・緑町三丁目
- ◇ 作業期間 令和8年8月から令和10年3月までの間
- ◇ 計画機関 山形地方法務局
- ◇ 作業機関 公益社団法人山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- ◇ お問合せ先

〒990-0041

山形市緑町一丁目5番48号

山形地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室

電話 023-625-1358